

契約概要のご説明(国内旅行保険)

○この書面は国内旅行保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いいたします。
 ○この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり(普通保険約款および特約)をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
 ○保険契約者(加入依頼者)以外に保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- ①商品の名称
国内旅行保険(国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険)
- ②商品の仕組み
この保険は日本国内において旅行行程中に被保険者(保険の対象となる方:申込書・加入依頼書等の旅行者欄に記載のご本人)がケガをされたとき等に保険金をお支払いするものです。
※「旅行行程中」とは、個人プランでは『旅行の目的をもって自宅を出発してから帰宅するまで』となります。

(2) 補償内容

- ①主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)
詳細はパンフレットの「ご契約いただく国内旅行保険の概要」または、「ご契約のしおり」でご確認ください。
- ②保険金をお支払いできない主な場合
この保険の普通保険約款では、次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。
・病気、心神喪失等(たとえば、歩行中に脳梗塞により意識を喪失し転倒をしたためにケガをした場合など)
※熱中症危険補償特約(国内旅行傷害保険特約用)により、日射または熱射による身体の障害はお支払いの対象になります。
・妊娠、出産、早産、流産
・酒気帯び運転中や、麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中
・ビッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗、スカイダイビングなどの危険な運動中
- ③セットできる主な特約およびその概要
詳細はパンフレットの「ご契約いただく国内旅行保険の概要」または「ご契約のしおり」でご確認ください。
- ④保険期間(保険のご契約期間)
保険期間(保険のご契約期間)は「旅行行程」にあわせて設定してください。(保険期間内であっても旅行行程が終了した時点で保険は終了します。)
- ⑤引受条件(ご契約いただく保険金額等)
保険始期日(旅行開始日)時点で被保険者が15歳未満の場合、または15歳以上で被保険者ご本人の同意の署名がない場合、「死亡・後遺障害保険金額」は、他の傷害保険契約等との合計で1,000万円が上限となります。
ご契約いただく保険金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険金額については、申込書・加入依頼書等にてご確認ください。
・入院保険金、通院保険金は、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。
・ご契約タイプをお選びいただく際には、必要な補償額に見合ったタイプをお選びください。この保険と同種の補償内容を有する別の保険契約等をお持ちの方は、それらの保険金額を合計してご勘案ください。(年齢、他の傷害保険契約等との合計額、その他の事由からご希望のタイプのお引き受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)

2 保険料

保険料は、ご契約いただく保険金額・保険期間等により決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、申込書・加入依頼書等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。なお、解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間(保険期間のうち、まだ経過していない期間)に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。(日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。)

4 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

5 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間(保険期間のうち、まだ経過していない期間)に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。(日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。)

<p>ジェイアイ傷害火災 保険株式会社 保険の内容に関する 苦情・お問い合わせ ・ご相談窓口</p>	<p>0120-877030 (フリーダイヤル) 一部お繋ぎできないIP電話等からは 03-6634-4321をご利用ください。 受付時間：平日の午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)</p>
<p>事故受付センター</p>	<p>0120-787745 (フリーダイヤル) 受付時間：24時間 事故が発生した場合は遅滞なくご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。</p>
<p>(保険会社の対応に 不満がある場合等) 指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に 基づく金融庁長官の 指定を受けた指定紛 争解決機関である一 般社団法人日本損害 保険協会と手続実施 基本契約を締結して います。弊社との間 で問題を解決できな い場合には、一般社 団法人日本損害保険 協会に解決の申し立 てを行うことができ ます。</p>	<p>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター) 0570-022808 (ナビダイヤル*1) *1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠 点センターに着信されます。なお、ナビダ イヤルでは、各電話会社の通信料割引サー ビスや料金プランの無料通話は適用されま せんので、ご注意ください。 電話リレーサービス、一部お繋ぎできないPH S、IP電話等からは 03-4332-5241*2をご利用ください。 *2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に 着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。) (いずれの番号も所定の通話料がかかります。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホ ームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)</p>

注意喚起情報のご説明（国内旅行保険）

○この書面は国内旅行保険のご契約に際して、保険契約者（加入依頼者）にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
 ○この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり（普通保険約款および特約）をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
 ○保険契約者（加入依頼者）以外に保険の対象となる方（以下「被保険者」といいます。）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1 クーリング・オフ

この保険は、クーリング・オフの対象外となりますのでご注意ください。

2 告知義務

(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）

- ① 保険契約者（加入依頼者）または被保険者となる方には、ご契約時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：申込書・加入依頼書等に☆印が付いている項目）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ② 死亡保険金は法定相続人にお支払いいたします。特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約は無効となりますのでご注意ください。なお、法人等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員を被保険者とするご契約につきましては、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。
- ③ 旅行先で以下の危険な職業・職務に従事される方または危険な運動をされる方はお引受けできません。

お引受けできない職業・職務	プロスポーツ選手（実業団を含みます。）、建設・土木業者、バス運転者・タクシー運転者等、農林・漁業業者、採鉱・採石業者、木製品製造業者、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
お引受けできない運動等	・ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）、スカイダイビング、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

- ④ 被保険者の告知事項、その他申込書・加入依頼書等の記載内容によつては、お引受けできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。
- (2) 契約締結後における留意事項
 ご契約後に保険契約者（加入依頼者）の住所を変更される場合は、弊社代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせができないこととなります。

3 責任開始期

- (1) 保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時以降で、個人プランでは『自宅を出発してから』開始します。
- (2) 保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。

4 保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。（包括契約方式の場合、払込方式が異なりますので、詳しくは弊社代理店または弊社までご連絡ください。）保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故

によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。

6 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間（保険期間のうち、まだ経過していない期間）に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）

7 重大事由による解除について

- 次の事実があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - (2) 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - (3) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
 - (4) 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合

8 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

9 万一、事故が発生した場合のご注意

- (1) 事故の発生
 この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内に契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。
- (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類
 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする書類をご提出いただく必要があります。詳しくは、「ご契約のしおり」をご覧ください。弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- (3) 保険金の支払時期
 弊社は、「(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- (4) 保険金請求権の時効
 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- (5) 代理請求人制度について（入院保険金等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について）
 被保険者が、保険金のお支払対象となる傷害を被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- (6) 損害賠償保険金のお支払いにあたって（先取特権）
 被保険者から損害賠償金を受け取るべき方（賠償事故の被害者等）は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利（先取特権）があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

さい。

10 補償重複について

補償内容が同様の保険契約（旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償（特約）の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償（特約）の要否をご判断ください。

11 その他ご注意ください

(1) ご契約時にご注意いただきたいこと

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

(2) ご契約後にご注意いただきたいこと

① 保険期間の延長について

弊社は、保険期間の延長のお申込みについて、過去に保険金等のご請求がない場合等において、弊社が承認する延長期間・補償内容に

て保険期間の延長をお引受けすることがあります。保険期間終了前に、お客様の留守宅、勤務先等に直接連絡していただき、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて手続きをお願いいたします。保険期間終了前に延長のための保険料をお支払いいただかなければ期間延長はできませんので、ご注意ください。

② 被保険者による保険契約の解約請求について

保険契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が保険契約者を通じて保険契約の解約請求を行うことができる場合があります。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ジェイアイ傷害火災 保険株式会社	契約概要のご説明参照
保険の内容に関する 苦情・お問い合わせ ・ご相談窓口	契約概要のご説明参照
事故受付センター	契約概要のご説明参照
(保険会社の対応に 不満がある場合等) 指定紛争解決機関	契約概要のご説明参照

<ご契約内容確認事項（意向確認事項）>

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただくことを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認ください。

(1) この保険は、お客様のご希望に沿って、ご旅行期間中のケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などへの備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がありましたら、弊社代理店または弊社までお申し出ください。

(2) 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。

- ① 補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など）、特約の内容
- ② 被保険者の範囲
- ③ 保険金額（ご契約金額）

④ 保険期間（保険のご契約期間、ご旅行期間にあわせてご設定ください。）

⑤ 保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと

(3) 申込書・加入依頼書等の被保険者欄に記載された年齢、性別、旅行目的、他の傷害保険契約等の有無および保険金請求履歴等申込書・加入依頼書等の記載内容について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

(4) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。

(5) 団体契約または包括契約の場合、「保険の対象となる方」や「割引などの制度」に関しまして、ご理解の上ご契約いただいていることをご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、上記のご連絡先をご参照ください。

<個人情報の取扱説明書>

個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6) 上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合
(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。

(6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

ホームページアドレス：<https://www.jihoken.co.jp/>

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。